

平成18年第2回定例会

富良野市議会会議録

平成18年7月7日(金曜日)午前10時01分開議

議事日程(第4号)

- 日程第1 議案第1号 平成18年度富良野市一般会計補正予算(第1号)
議案第4号 富良野市財政調整基金の処分について
議案第10号 富良野地区介護認定審査会規約の変更について
- 日程第2 議案第2号 平成18年度富良野市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第3号 平成18年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第5号 富良野市立学校施設利用条例の制定について
議案第7号 富良野スポーツセンター条例の全部改正について
- 日程第5 議案第6号 富良野市中心街活性化センター設置条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 富良野市長及び助役の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第8 報告第1号 専決処分報告
- 日程第9 意見案第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 日程第10 意見案第2号 道路整備に関する意見書
- 日程第11 意見案第3号 日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書
- 日程第12 意見案第4号 高金利の引き下げ等を求める意見書
- 日程第13 意見案第5号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実を求める意見書
- 日程第14 意見案第6号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書
- 日程第15 閉会中の所管事務調査について
閉会中の都市事例調査について

出席議員(18名)

議長	20番	中元 優君	副議長	6番	岡本 俊君
	1番	今利一君		2番	佐々木 優君
	3番	宮田 均君		4番	広瀬 寛人君
	7番	横山 久仁雄君		8番	千葉 勲君
	9番	野嶋 重克君		10番	上田 勉君
	11番	天日 公子君		12番	東海林 孝司君
	13番	千葉 健一君		14番	岡野 孝則君
	15番	菊地 敏紀君		16番	穴戸 義美君

17番 北 猛 俊 君

18番 日 里 雅 至 君

欠席議員(1名)

19番 東海林 剛 君

説明員

市長 能 登 芳 昭 君
 総務部長 下 口 信 彦 君
 保健福祉部長 高 野 知 一 君
 建設水道部長 里 博 美 君
 中心街整備推進室長 細 川 一 美 君
 財政課長 鎌 田 忠 男 君
 教育委員会会長 齊 藤 亮 三 君
 教育委員会会長 杉 浦 重 信 君
 農業委員会会長 大 西 克 男 君
 公事務局長 小 尾 徳 子 君
 選挙管理委員会会長 藤 原 良 一 君

助 役 石 井 隆 君
 市民部長 大 西 仁 君
 経済部長 石 田 博 君
 商工観光室長 高 山 和 也 君
 総務課長 松 本 博 明 君
 企画振興課長 岩 鼻 勉 君
 教育委員会会長 宇 佐 見 正 光 君
 農業委員会会長 藤 野 昭 治 君
 監査委員局長 小 尾 徳 子 君
 選挙管理委員会会長 藤 田 稔 君

事務局出席職員

事務局長 桐 澤 博 君
 書記 日 向 稔 君
 書記 渡 辺 希 美 君

書記 大 畑 一 君
 書記 藤 野 秀 光 君

午前10時01分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(中元優君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(中元優君) 本日の会議録署名議員には、

千葉 勲 君
菊地 敏紀 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(中元優君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

議長の諸般報告を朗読いたします。

市長より提出の追加議案、報告第1号専決処分報告につきましては、本日御配付のとおりでございます。

議会側よりの追加議案、意見案6件、事務調査及び都市事例調査の申し出等につきましては、本日御配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員会報告

議長(中元優君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長(横山久仁雄君) - 登壇 -

議会運営委員会より、7月4日、日程終了後、委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしました結果について、御報

告申し上げます。

追加議案は、市長側提出案件で専決処分報告1件があり、議会側提出案件は9件で、内訳は意見案6件のほか、各常任委員会より閉会中の所管事務調査2件、特別委員会より都市事例調査1件の申し出がございます。いずれも、本日の日程の中で御審議を願うことにいたしております。

以上申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

議長(中元優君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第1号 平成18年度富良野市一般会計補正予算(第1号)

議案第4号 富良野市財政調整基金の処分について

議案第10号 富良野地区介護認定審査会規約の変更について

議長(中元優君) 日程第1 議案第1号及び、これに関連する議案第4号、議案第10号、以上3件を一括して議題といたします。

これより、本件3件の質疑を行います。

最初に、議案第4号富良野市財政調整基金の処分についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第10号富良野地区介護認定審査会規約の変更についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第1号平成18年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

質疑は、歳出より行います。

事項別明細書18ページをお開きください。

1款議会費、2款総務費。18ページより21ページの中段までのうち、1款議会費、2款総務費を行います。

質疑ございませんか。

8番千葉勲君。

8番(千葉勲君) 19ページの総務費の中で、自治振興費がありますが、北海道移住促進協議会負担金というのがありますけれども、この内容について、もう少し具体的に御説明をいただければと思います。

議長(中元優君) 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長(下口信彦君) それでは、千葉議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

19ページの各種負担金の北海道移住促進負担金でございます。これにつきましては、北海道が取り組んでおりました北の大地の移住促進事業という事業がございます。これに基づきまして、パートナー市町村が14市参加いたしまして、この事業に参加してございます。会長は函館市長、事務局は函館市企画振興課でございます。

この内容でございますが、都道府県等の団塊の世代をターゲットといたしまして、移住対策をしたいというような目的で発足してございます。

この事業でございますが、平成18年度は、一つといたしまして、移住促進に係る周知活動の実施、もう一つは、移住促進に係る各種施策の推進、もう一つは、移住ビジネスの創出に向けた研究、そういったものが中心になってございます。

加盟市町村につきましては、平成17年9月28日現在で14市町村、そしてまた、平成18年5月18日では61市町村、加盟してございます。今月、7月1日現在では、63市町村が加盟してございます。

ちなみに、上川管内では、旭川市、士別市、名寄市、東神楽町、比布町、東川町の6市町村でございます。今回、私どもの市も加盟させていただきたい、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長(中元優君) よろしいですか。

8番千葉勲君。

8番(千葉勲君) 今回、能登市長の最初の議会ということでございまして、所信表明にも出されたわけですがけれども、所信表明を見ますと、3ページの「食観光、体験観光、教育観光の創出に努め、経済の活性化や移住者が安心して住める環境づくりを進めます」と、こういう文章が書かれているわけですがけれども、私は、この交付金と市長の思っている所信表明との関係を、もう少しやっぱり具体的に説明していただければなと思っておりますけれども。

議長(中元優君) 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長(下口信彦君) 一般質問等で観光行政について、市長はるる説明してございます。これにつきましては、食観光、あるいは教育観光等々の三つに基づきまして、観光行政を重点として行っていきたいということでございます。

この内容につきましては、ターゲットとしましては、各階層を持っていきたいということでございまして、交流観光に基づきまして、最終的な移住につながればということでございます。

今回、この移住促進協議会に加盟するということでございますが、これは北海道を挙げまして移住政策に基づくということで、最終的には先ほど申し上げたとおり、団塊の世代を対象としていきたいということでございま

して、いろいろと施策的につきましては、新聞紙上で最近載っていたのですが、上土幌町では、一応何と申しますか、空き教員住宅を中心といたしまして、1カ月ほどそういうもので体験していただいて、家賃を取ってということで移住政策をとりたいというような、いろいろと創出をさせていただきます。これから富良野市におきまして、そういうような形で加盟した中でどうしていくかということは、今後の問題でございますが、そうした中で、一つとしては、そういう目的の中でいきたいという形になっているかと思えます。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。

8番千葉勲君。

8番（千葉勲君） 私は、このことに決して反対ではないのですけれども、ただ、問題は、単に経済の活性化だとか人口増に結びつけるという発想だけで、この問題に取り組むというのはいかなるものかなというふうにちょっと考えているわけです。例えば、国の事業も、特に富良野にとっては、リゾートの指定を受けて進めてきたわけですが、決してマイナスではないのですけれども、もっともっとやっぱりこういう問題に取り組むときに、将来的にはもう少しやっぱり富良野市としてどうあるべきなのかということ、単純に経済の問題とか人口増の問題とかの取り組みで物事を進めていくとすると、やっぱりちょっと、逆にそのことに対する費用とかリスクの問題が出てくるのではないかと、思っております。特に、総務部長が答弁されたように、都市の団塊の世代を移住させるということになると、どうしてもやっぱり高齢者というか、そのことによって医療とか、さまざま町づくりの形態にやっぱり影響を与えていくのではないかと、思っています。

私はそういう意味で、この問題の取り組みもやっぱり前提になるものは、富良野市の町をどういうふうにしていくのかということ、今、都市の生活や、あるいは団塊の世代

を移住させて、町づくりをどう進めていくかという視点が、もう少ししっかり受けとめていかなければ、私は単純に一時的な取り組みが終わってしまったり、もっと言えば、そのことによってのリスクを抱え込んでしまうということになると、必ずしも、発想としては悪くはないと思いつつも、結果としてこのことに対する効果がないというか、もっと言えば、町づくりに逆な意味でブレーキがかかる可能性がないわけではないというふうに考えるだけに、もう少しやっぱりしっかりとした理念をつくり上げて取り組むべきと私は考えているわけですが、ぜひ、所信表明にも書かれているわけですし、今回の市長選挙で市長が出されたさまざまな宣伝物を見ますと、このことが随分強調されているように思っていますので、ぜひ市長の方から、もう一つ御答弁をいただければ、この市長の所信表明とこの事業の関連について、市長の考え方をお聞かせいただければありがたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 千葉議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま総務部長の方からお答えさせていただいたわけでございますけれども、私は、所信表明の中でお話しさせていただいている中身は、基本的には富良野の住んでいる方が、まず住んでよかったと、そういう状況づくりの町づくりが私は基本だと。次に、それでは、そういう状況の中で、富良野の産業基盤が農業と観光と、こういう二つの柱を携えて、将来私は農村観光都市形成を目指すと、こういう考え方を基本に持っておりますから、当然、それに附帯するような要件的なもの、一つに挙げれば、観光的なものと、それから農業的なもので合致するものについては、こういう四季折々の美しい富良野に落ち着いていただける方がいるという状況も昨今の状況から考えてみますと、かなりそういう興味を持った方々が全国にいらっしやると。

こういうことで私はとらえているところがございますので、そういった中で、今、この補正予算に上げている負担金の関係で、そういう会に入って、情報収集なり、あるいは富良野のPRするような状況づくりをつくって、それに賛同される方が富良野に来ていただくと。こういう形になるのが私は最も理想とするところであると、このように考えているところでございます。

議長（中元優君） 次にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

3款民生費、4款衛生費。20ページの下段より23ページの中段までのうち、3款民生費、4款衛生費を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

6款農林業費、7款商工費。22ページの下段より27ページの上段のうち、6款農林業費、7款商工費を行います。22ページの下段より27ページの上段まで。

質疑ございませんか。

1番今利一君。

1番（今利一君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

22ページ、23ページの農林業費の中の110番の市民農園のことについてお聞きしたいと思います。

これは11年の3月に購入されて、その後、ひまわり、2年間放置しておいて、あと5年間ぐらいひまわりをずっと植えていると聞いておりますけれども、本来、市が考えている市民農園の趣旨だとか、あるいは市民農園の考え方について、お聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（中元優君） 御答弁願ひします。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 今議員の御質問にお答えいたします。

学田三区の市民農園の趣旨、基本的考え方についてという御質問かと思ひます。

学田三区につきましては、鳥沼の補完的な役目をするということで開設をさせていただいたところでございます。現在、その市民農園の用地に地域高規格道路の富良野道路ということで、開通の予定地になったということで、これがことしの2月に予定地ということで売却されたところでもございます。

また、それらの残り地につきましても今でございますので、今後といたしましても、周辺農家の雑草等の種の飛散等々の迷惑の防止及び市民農園としてのこれからの活用、さらには、あの地先の上の道路にもホテルを開設するということにもなっておりますので、沿道景観の立場からも、これらの配慮を引き続き行いまして、ことしにつきましても、今回、補正させていただいておりますところの緑肥、景観作物等々の植栽を行っていきたいというふうに考えてございます。

さらに、その後、地域高規格道路の工事状況を見きわめながら、この市民農園等につきましては、今後、総合的に判断し、どのような利活用が一番いいのか等々の方向性も含めまして、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

1番今利一君。

1番（今利一君） 僕は、これからの活用状況だとか、その状況、利用状況を聞いたわけではなくて、今聞いたのは、市民農園の趣旨、どういう考えを持ってやっておられるのかということをお聞きしたかったのです。そこをお願いいたします。

議長（中元優君） 御答弁願ひします。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 市民農園の趣旨ということでございますが、これにつきましては、市民の方が、休日または平日を含めまして、農作業及び作物の収穫の楽しみをとっていただくということで市民農園を開設してい

るところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 7款商工費の101番、地産地消事業費、この内容についてお伺いいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

地産地消費の内容でございますが、75万円でございます。この内容につきましては、現在進めております「ふらのを食べようキャンペーン」、この一連の事業といたしまして実施するものであります。

一つは、いわゆる「ふらのを食べようキャンペーン」のイベントを行います。この調査委託料が10万円、さらには、昨年度も行いましたが、富良野産の小麦粉等、加工品を使用しましたキャンペーンを行いました。こういったものに引き続き、ことしこのようなキャンペーンのために、市といたしまして65万円相当を見ております。具体的な内容につきましては、消耗品の中で小麦粉を購入する、さらにはチラシの印刷、そして、それを新聞折り込み等の手数料で払うと、こういうようなことになっております。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） ちょっと今、わかりにくかったので、もう一度お聞きいたしますけれど、イベント企画、このイベントの企画のちょっと内容を、どういう趣旨で、どういうような形で、もう一度だけちょっと。それで、それをここのイベント企画でいいますと、委託するわけですね。そこら辺の経緯をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） お答えいたします。

イベントの企画につきましては、「ふらのを食べよう」全体を、いわゆる啓発事業として、去年は富良野弁当のコンテスト、こういうようなものを市民の皆さんにPRするために、会場を借り上げて、企画から実施、そしてまた、その効果測定まで行いました。今年度につきましても、10万円相当の中で、市が直接、例えば会場借り上げとか、それから印刷消耗品とか、PRするとか、そういうのを行うのではなくて、適正な、いわゆるコミュニティビジネスを今目的とした、例えばふらのFMラジオとか、そういう団体がありますから、そういうところに企画をさせていただいて、PRをしていく。そして、そのイベントを行う。こういう企画を含めた委託料で計上したものであります。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） この事業自体が悪いとかそういうのではなくて、やはりイベントの企画をだれが主体になって、市長もおっしゃっているように、だれが主体になって企画して、だれがやるのかというあたりが、この企画を本来の目的だけと、それからある程度の企画を市民と一緒に立てて、それを企画会社にやるのか、企画会社に丸投げなのか、ここら辺のところを聞かせていただきたい。

議長（中元優君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） お答えいたします。

委託するということは、基本的な考え方はあくまでも市にあります。それを受託者に対しましてプレゼンいたしまして、適正な企画を組んでいただく、そしてPRをしていただく、イベントを構築していただく、以上でございます。

(「了解」と呼ぶ)

議長(中元優君) ほかにございませんか。

7番横山久仁雄君。

7番(横山久仁雄君) 先ほど、農業費の関係で質問がありましたけれども、私も改めてまた、そここのところでちょっと質問をさせていただきたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

先ほど、農業振興費のところ、市民農園の管理運営費というところで、この用地を買収した目的は何だったのだという話でした。改めて私もその辺のところについて確認をしておきたいというふうに思うのです。

まず、用地を買収した当初目的ですね。この今の学田三区のところを言っているので、一般論としての市民農園をどう使うのかと、そんなもの決まっているわけですね。問題は、この用地が本来の目的に沿って今まで使われてこなかったところに今問題があるわけですから、ですから、そういう意味で、この用地を買収したときの当初目的は何だったのかということを変更して確認をさせていただきたい。

それから、こういう形でずっと今まで引きずってきたというか、11年に用買をして以降、本来目的に利用されないまま、これまでこういう形で、当時は土地を肥培していくのだとか、緑肥を入れるとか、いろいろな理由の中で本来の市民農園としての利用がされないまま今日に至っていると。これがいつまで続けられるのかということがこれまでもいろいろ議論になってきたわけで、こここのところは、ことしの予算については、補正予算を組む段階では、そこは高速道路云々かんぬんというのがありますが、依然として残地はできるわけですから、そうした残地についての管理をしていく、これがいつまで続けられていくのか。

それから、今、市の財産の利活用関係で基本方針が出されました。これと照らし合わせて、将来的には考えていかざるを得ないの

かなというふうに思うのですが、その辺のところの考え方もあわせてお聞きをしたいと。

それから、先ほど部長は、今後、総合判断をしながら云々という話をされました。総合判断というのは、どういうことを指しているのか、具体的に教えていただきたい。

もう一つ、農業費の中で、5目の農地費の155番です。富良野地域事業調整委託事業費というのがあります。この中で、無頭川の水利権の調査云々という目的で今回130万円の補正予算が計上されておりますけれども、この中身を、調査をする目的と内容について、少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

以上です。

議長(中元優君) 御答弁願います。

経済部長石田博君。

経済部長(石田博君) まず1点目の市民農園の関係でございますが、まず、当初の買収の目的ということでございますが、これにつきましては、当初、鳥沼地区が平成2年から購入いたしまして、鳥沼地区で市民農園を開設、実施していたところでございます。この時点で、鳥沼地区の希望者が大変、一時ブームということもございまして、100区画を超えるような状況も出てきた。また、それから、同じ作物等々を作付するということで、連作障害も若干見られるようになってきたということで、他の用地を求める必要も出てきたということで、この学田三区の用地の買収に相なったのかなというのが1点目でございます。

それから、その学田三区でございますが、11年3月に購入したわけですが、その後、今お話ありましたように、緑肥等々の準備をさせていただきまして、緑肥等々を作付したわけでございますが、現在におきましても、一部、当然残地が残ってございまして、ことしもそれにつきましては、緑肥及び景観用の植栽を植えると、作付するということで、先ほど申しました管理を行っていくということ考えているところでございます。

それから、3点目の将来的な考え方、また4点目の総合判断でございますが、これも先ほど申しましたように、一部高規格道路の用地に買収をされまして、本年度から一部河川の切りかえ、また、19年度には道路の工事ということが相なるということでもお聞きしてございますので、その辺の姿が見えること等々も勘案いたしまして、最終的には、それらの残地につきましても、総合的に具体的な活用方法を、利活用の方法を考えていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

それから、2点目の155番、富良野地域事業調整等委託事業費でございますが、これにつきましては、推進事務費と、それからもう1点、富良野地域の環境調査委託料ということで130万円がございまして、これにつきましては、北海道開発局からの受託事業でございます。目的といたしましては、空知川右岸地区における環境調査ということで、調査内容といたしましては、布礼別川の水量、水質、魚類等の調査でございます。調査予定につきましては、7月の下旬に1週間程度、調査を予定してございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） ただいま市民農園の関係について答弁いただきましたけれども、当初は、鳥沼農園に忌地現象が起きたとか、連作障害が起きたとか、いろいろあったのですよね。それから利用者の増だとか。現状それはどういうふうな、もう連作障害だとか、忌地現象だとか、あるいは利用者増というのは、今なくなってきたのか。それによって、将来の利活用の仕方を考えていくということですから、そうすると、その内容いかんによっては、処分をするのか、あるいは利用するのかというのはわかりますよね。その辺のところはどう考えているのかということと、それから、19年、高規格道路が走ってどうのこうのということがありますけれど

も、これがいつ、先ほど申し上げましたように、この利用について、利活用について、いつまでに結論を出そうとしているのか、その辺のところを具体的に、例えば年度内とか、あるいは来年中にはというぐらいの話は出てくるのかなと思ったのですが、その辺のところについてはいかがですか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 2点あるかと思えます。1点目の将来の関係でございますが、これにつきましては、もちろんできるものであれば利活用をしていく、また、総合的に判断をいたしまして、利活用がなかなか困難ということになれば、他の方法での処分といえますか、他の方法でのものやっつけていけるを得ないというような方法もあるかと思えます。

それから、2点目のいつまでかということでございますが、これも先ほどから、申しわけございません、恐縮でございますが、申し上げておりますとおり、18年の7月ごろに河川の切りかえ、19年の秋ごろに道路本体の工事の予定が始まってくるということをお聞きしてございますので、その辺も見きわめまして、検討を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費。26ページの中段より29ページの中段までのうち、8款土木費を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、これで終わって、次に移りたいと思います。

10款教育費、12款給与費。28ページ

の下段より31ページまでのうち、10款教育費、12款給与費を行います。

質疑ございませんか。

17番北猛俊君。

17番（北猛俊君） 29ページ、教育振興費の小学校閉校事業交付金の関係についてお伺いをいたします。

この内容がどうこうということよりも、学校再編、何年か御協議をいただきながら、この結果に結びついたのだというふうに理解をいたしております。地域にとっても大変な作業であったというふうに思いますし、さらにまた、これからの子供たちによりよい教育の環境を提供するという意味からなったことでもありますので、そしてまた、この後も学校再編の関係については進められるということでもあります。この内容について、十分に認識をさせていただいた上で予算を認めていきたいというふうに思いますので、これの経過と内容について、ちょっと御説明をいただきたいと。

経過ということになりますと、大変膨大なものもあるかというふうに思いますけれど、要点だけかいつまんで御説明をいただければと思いますので、よろしく願います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 北議員の東山地区学校再編の経過とその内容についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

学校再編につきましては、これまでも、また地域や学校や関係機関との十分な話し合いをしながら、理解と協力を得て進めているところでございます。

東山地区におきましては、平成12年に東山地区教育懇話会が開催された折、少子化等の中で、児童生徒数が減少してくると、このままでよいのだろうかというような問題提起がPTA、地域から出されたところでございまして、それから、平成16年に入りまして、東山地域連絡協議会が中心となりまして、各地域の御意見を取りまとめていく、東

山地域の学校再編のあり方を取りまとめていただいたところございまして、平成17年の11月に東山学校統合の要望書が市と教育委員会に提出がございまして、教育委員会におきましては、直ちに臨時会を開催させていただいて、地域要望に沿った形で再編を進めていくということで、教育委員会が地域と協議を進めてまいったところでございます。

本年の3月には、学校統合整備委員会が発足をいたしまして、新しい学校の名称を「樹海小学校」とすると。そして、樹海西小学校、樹海東小学校については閉校ということ、そして、校舎につきましては、樹海西小学校の校舎を利用するという方針が決定されたところでございます。

それに基づきまして、平成18年の4月には、樹海東小学校の閉校事業実行委員会が組織されました。さらに5月には、樹海西小学校の閉校事業実行委員会が組織されまして、それを受けまして、富良野市教育委員会におきましては、閉校事業の円滑な推進を図ることを目的としまして、閉校事業交付金要領に基づきまして交付をするものでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

8番千葉勲君。

8番（千葉勲君） 今の北議員の質問に多少関連をするのですが、私も議会に出たときに、東山の学校統合があつて、極めて何というのですか、嘆くと言ったらあれですけども、大きな問題になって取り組まれて、そのときの経過を知っている者として、本当に改めてまた、この時間の中でそういう問題が起きているのだなということを痛感しているわけですけども。恐らくこの20名の議員の中にも、その経過を知っているのは、議長と私ぐらいしかもういないのではないかなと思っているわけですけども、非常に用意周到にこれまで進めてこられたことに改めて敬

意を表したいと思うのですけれども、私は、確かにあの当時、学校統合という問題が大きな地域の課題というか、さまざまな問題を含んでいる中で、大きな住民の中での議論になったということは、大変なことではなかったかなと思っておりますし、最近また、そういう問題の中で、単純にその当時の学校統合と今の学校統合とは、少し変わってきているのではないかなと思っております。特に、あの当時も過疎過密とかという問題はなかったわけではないのですけれども、特に最近、地域コミュニティとか、学校、教育の果たす地域の役割とかというものを含めると、相当、学校統合という問題が地域のあり方にも大きな影響を与えていくのではないかなと。そういう意味で、これまで進めてこられて、地域の中にどういう問題があったのか、ぜひ、この機会に明らかにしていただければと思っておりますが。

議長（中元優君） 御答弁願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 先ほども申し上げましたけれども、学校再編に当たりましては、学校が地域に果たしてきた役割ということ、また、地域の実情を考慮しまして、保護者、地域、学校関係者と十分協議をいたしまして進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

8番千葉勲君。

8番（千葉勲君） 極めて抽象的な話になって、もっともっと私、この間に具体的な問題が出されたのだらうと思うのです。そのことをどう解決を図ってきたのかということ、この場で明らかにしなければ、特に、これから大きな問題になっていくわけで、特に今回の市長が出された所信表明の中に、非常に大きな課題として、コミュニティとか、市民の対話とかということが書かれているわけです。私はこれから学校の果たす役割というのは、単なる学校教育とか、地域の社会教

育とかという問題だけではなくて、もっともっと地域づくり、コミュニティの問題として、学校の果たす役割は大きいのではないかと。そういう意味で、さっき言ったように、30年前に統合とは、ちょっと情勢が違っているのではないかとという意味で、学校統合という問題が、このことはもう少し地域の課題としてとらえて解決を図っていかねば、本当に今置かれている地域の状況が解決していかないのではないかとという意味で、もう少し、この間に議論になったことを具体的に出した方がいいのではないかと考えているので、私の方から提起をすればいいのかもしれませんが、きっと長い時間をかけた地域の中での取り組みでありますから、この内容についても具体的に出されていると思しますので、ぜひ、そのことを明らかにしていただければと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

教育長宇佐見正光君。

教育長（宇佐見正光君） 千葉議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、まず、基本的なものとしたしまして、地域の子供の数が年を追うごとに減少しております、この傾向は今後ますます進んでくるものでございます。

そのような中で、今、議員の方からお話がございます、学校は地域コミュニティや文化活動の拠点として、当然役割を今まで果たしてもいただいております。そのような中で、少子化などによって、やはり社会情勢が大きく変わってきております。そのような中で、やはり教育は、機会均等というか、子供たちに、やはりそういう視点を考えていかなければならないということもありますし、また、このことは、今、教育部長の方からお話もごきますように、地域の住民の皆さん方の理解を得て進めていかなければならない、そして、子供たちが伸び伸びと学校生活ができるような教育環境の整備を図っていかねばならない、こうすることで、今回は、地域の皆さんといろいろ協議をした中で、この

再編ということで取り進めてきているところ
でございます。

今後においても、子供たちに不安のないよ
うな形で取り進めていきたいと考えていると
ころでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

8番千葉勲君。

8番（千葉勲君） 何か抽象的なやりとり
ばかりではあれなので、ぜひ、私、今回一般
質問の中で生涯学習の問題についてちょっと
提起をさせていただいたのですが、今、教育
というのは、相当大きな広がりを持つだろ
うと。もっと言えば、これから行政の果たす役
割というのは、財政が困難だというだけの問
題ではなくて、これから将来は、地域を担っ
ていく町づくりをしていく人材の育成に大き
な役割を果たしていかなければいけないので
はないかと、私はそう思っていますだけに、
市長も、今回市長になられて、恐らくこれか
らの果たすべき行政の役割ということは整理
されているだろうと。そう考えていくと、ま
さに学校施設、教育の問題というのは、極め
て重要な課題ではないかと思っているわけ
です。そういう意味で、市政方針の中にも、所
信表明の中にも、コミュニティとか、あるい
は協働、参加ルール条例の問題について強調
されているわけですが、私はそういう意
味で、今、本当に行政の縦割りということ
を少し広げた議論が必要なのではないかとい
う意味で、学校統合という問題は、単純に教育
の問題だけにとどまらないということ、そ
れも私が言うまでもないことだと思います
けれども、教育の立場で言えば教育の話になる
のだろうけれども、もっとも行政の立場
で、学校統合、あるいは学校が地域のコミュ
ニティとか、地域活動に果たす役割とい
うことを考えると、市長がもう少し思い切った
意見を出すべきではないかと私は思っており
ますだけに、できましたら、ひとつ、これは予
算上は教育長がもしもせんけれども、も
っと学校の果たす役割とか、それから、ある意

味ではこの統合問題に対する意見について、
市長の執行に対する意思みたいなものを出し
ていただければありがたいなと思ってお
ります。

議長（中元優君） ここで、暫時休憩いた
します。

午前10時48分 休憩

午前11時22分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしま
したので、委員長より、その報告をいただき
たいと思います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長（横山久仁雄君） - 登壇

先ほどの千葉議員の3回目の質問につ
いて、現行議会ルールになじまない部分が一部
あり、これを整理いたしました。その結果、
千葉議員の3回目の質問については、再度整
理をいただき、再度質問をしていただくこと
で意見の一致を見ましたので、報告をいた
します。

以上です。

議長（中元優君） 千葉議員、質疑あり
ますか。

8番千葉勲君。

8番（千葉勲君） 私の質問で時間をと
らせて、本当に申しわけなく思っております
が、今、議運の委員長から報告いただいたよ
うに、大変御検討いただきまして、心から厚
くお礼を申し上げたいと思います。

私が申し上げたかったのは、今、生涯学習
でもそうなのですが、今回の学校の統廃合の
問題もそうなのですが、今の行政の縦
割りの限界というか、そのことを通して行政
改革をしていかなければいけないのだとい
うことを、ある意味ではお互いに認識をして
いかなければいけないし、もっと言えば、私な

りに、私も議員として、そういうことはこれからの課題にしていかなければいけないと思って、ある意味では具体的なことよりも、今言った基本的な問題整理をしていただくことに期待をしていたわけございまして、ぜひ、議長の計らいでこれから御検討いただければありがたいと思っておりますし、市長にも、教育長にも、ぜひ、本当に今の行政にとって、市民が求めている市政執行になり得るかどうかということを基本に据えた、お互いに縄張りとは言わないけれども、縦割り行政の弊害を、やっぱり市民にとっていかに是正をしていくのかということは、行政改革の課題だということを、ひとつこれから肝に銘じて御検討いただければありがたいと思っております。

最終的には、今回の予算を関連していきますと、同じ質問になるのかもしれませんが、本当に学校施設というのは、まさに地域にとって、さまざまな可能性というか、もっと言えば、これから人間の環境をつくり出すために、大事にしなければいけない課題だと思うのですが、どうもこの経済的な中で学校統廃合の議論をされるとすれば、本当にますます地域格差が生まれていくことになりはしないかという思いで私は、ぜひ、これまでの経過について、問題点をしっかり出して、これから問題の解決に当たるということが大事なことではないかという意味で、具体的な課題について出していただければということ、質問を出しているわけですから、その趣旨でひとつ、別にそのことがいいとか悪いとか言うつもりは私はありませんけれども、ぜひ、議会というこういう公開の場でその問題を出すということは、これからの市政執行の上に大きな問題だと思っておりますし、特に市長の所信表明の中で言われているような市民参加とかコミュニティとか、市民対話とか、あるいは市民参加のルールとか、もっと言えば、将来的には自治基本条例の問題までいくとすれば、このことをしっかりしていかなければ、私はそういう目標に到達しないの

ではないだろうかと考えておりますので、今回、予算に関連する問題としては、今回の課題については、ぜひ、この議会の場で明らかにしていただければと思っておりますので、その点についてよろしくお願いしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

教育長宇佐見正光君。

教育長（宇佐見正光君） 千葉勲議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、まず冒頭に、東山地域連絡協議会の皆さん方に、今回の樹海の東小学校、樹海の西小学校の学校再編に並々ならぬ御協力を賜って、今回実を結んだということで、改めて感謝をしたいと思います。

その中で今、地域課題というお話がございました。地域それぞれ御要望がございまして、まず1点は、複式学級の解消、教職員の配置、跡地の活用、それから閉校、開校の予算措置という、この4点が今回地域課題、要望をいただいたところでございます。そのような中で、複式学級あるいは教職員の配置につきましても、学校を再編することによって解消されると。それから、閉校、開校の予算措置につきましても、今回6月の補正で提案をさせていただいているところでございます。今後、この跡地の利活用、地域振興を含めて、十分地元の方々とお話し合いをさせていただきながら取り進めていきたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、以上で歳出を終わります。

次に、歳入及び第2条地方債の補正を行います。6ページ、7ページの第2表、地方債補正、12ページより17ページまでの歳入を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で、議案第1号の質疑を終わり、本件3件の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件3件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件3件は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第2号 平成18年度富良野市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議長(中元優君) 日程第2 議案第2号 平成18年度富良野市老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第3号 平成18年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

議長(中元優君) 日程第3 議案第3号

平成18年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第5号 富良野市立学校施設利用条例の制定について
議案第7号 富良野スポーツセンター条例の全部改正について

議長(中元優君) 日程第4 議案第5号 富良野市立学校施設利用条例の制定について、議案第7号 富良野スポーツセンター条例の全部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件2件については、さきの議会運営委員長の報告のとおり、審査を要しますので、総務文教委員会に付託し、閉会中、継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第5

議案第6号 富良野市中心街活性化センター設置条例の制定について

議長（中元優君） 日程第5 議案第6号
富良野市中心街活性化センター設置条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、さきの議会運営委員長の報告のとおり、審査を要しますので、経済建設委員会に付託し、閉会中、継続審査といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第6

議案第8号 富良野市長及び助役の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第6 議案第8号
富良野市長及び助役の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第9号 富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第7 議案第9号
富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8

報告第1号 専決処分報告

議長（中元優君） 日程第8 報告第1号
専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） - 登壇 -

報告第1号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る6月30日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成18年6月21日、中心街整備推進室の職員が、富良野物産センター駐車場で車両を後進させたところ、駐車中の車両に接触し、相手の車両に損傷を与えた事故で、その車両の物損に対し損害賠償を行ったものがあります。幸い相手車両は無人で、相手方に人

身などの被害はなく、大事に至りませんでした。今後とも安全運転、管理の徹底に努め、車両の運転に十分注意を払い、事故の再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中元優君） 本件に関し、発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、本件は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第9

意見案第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書

議長（中元優君） 日程第9 意見案第1号基地対策予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） - 登壇 -

意見案第1号基地対策予算の増額等を求める意見書。

上記につきましては、横山久仁雄議員外4名の賛同を得て、議会規則第13条の規定により提出するものであります。

それでは、朗読をもって御説明を申し上げたいと思います。

基地対策予算の増額等を求める意見書。

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因するさまざまな問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力をしているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金及び基地交付金の対象外である米軍資産や住

民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現するよう強く要望する。

記については、皆様方に御一読をいただきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第10

意見案第2号 道路整備に関する意見書

議長（中元優君） 日程第10 意見案第2号道路整備に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

9番野嶋重克君。

9番（野嶋重克君） - 登壇 -

意見案第2号道路整備に関する意見書は、横山議員外3名の賛同を得て、会議規則第13条の規定により提出するものであります。

道路整備に関する意見書。

これは5点ございます。1点目といたしまして、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、必要な予算を確保すること。

2番目、道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者の意見を適切に反映すること。

3として、安全・安心な生活環境の確保、活力ある地域づくりや経済活動の発展を支えるため、都市部の環状道路や地方部の主要な幹線道路ネットワークの整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に道民の期待する道路整備を実現すること。

4、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本の見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早急に検討を行い、早期に事業化を図ること。

5、富良野圏域における道路整備を推進すること。

1、地域高規格道路網の整備促進、2、国道38号、237号の整備、3、開発道路美唄富良野線の整備促進。

以上でございますけれども、それぞれ議員各位の御賛同を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 5番目の富良野圏域における道路整備を推進することの、一つ目に地域高規格道路の整備推進とあります。この中で一つ質問したいと思いますが、この事業は、農地、あるいは地域経済、あるいは観光といった面では、私は市民の立場からして、

これからの都会から来る人たちのニーズ、これにはそぐわない事業ということで、これには反対したいと思いますが、この地域高規格道路の1番、この事業が推進することがどのように地域の経済にいい方向に考えているのか、お聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 9番野嶋重克君。

9番（野嶋重克君） 質問にお答えいたします。

平成8年第4回定例会におきまして、地域高規格道路の計画促進に関する要望決議というのが原案可決されております。その後につきましては、道路整備につきましては、国、道、市、それぞれ所管する道路の維持、堅持ということが自治体の基本的な考え方であることと、それぞれ住民の生活の向上が図られるためにも、この道路の整備は必要だと、このように考えるところでございます。また、地元に直接関係ある道路整備もあるわけですので、市民、あるいは経済界からもこの問題について要望の声が強くなってきているわけでございます。

そのようなことで、この件につきましては、今後進めるべきだと、このように思うので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議がございまして、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中元優君） 起立多数であります。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 1 1

意見案第 3 号 日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書

議長（中元優君） 日程第 1 1 意見案第 3 号日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2 番佐々木優君。

2 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第 3 号日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書につきましては、天日公子議員外 5 名の賛同を得て提出いたします。

輸入を再開したばかりのアメリカ産牛肉から危険部位の脊柱が発見され、再度、輸入が停止される事態が引き起こされました。同様の事件が香港、台湾でも発生しました。

アメリカ政府の B S E 対策、安全対策は極めて不十分でずさんなものです。B S E の検査率は 1 % であり、2 0 カ月齢の判別も生年月日不明のため目視による認定としており、危険部位の除去も 3 0 カ月齢以上のみというものであります。こうした状況が改善される担保がないまま、再度、輸入再開することは絶対に容認できません。

日本国民の安全・安心を守るためには、日本と同等の安全対策を実施しない限り、アメリカ産牛肉は輸入再開すべきでないと考えます。

1、日本と同等の B S E 安全対策ができない限り、アメリカ産牛肉の輸入を再開しないこと。

2、全頭検査は国の責任で行うこと。

3、牛肉加工品について原産地表示を行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づいて、意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で質疑を終わり、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 1 2

意見案第 4 号 高金利の引き下げ等を求める意見書

議長（中元優君） 日程第 1 2 意見案第 4 号高金利の引き下げ等を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4 番広瀬寛人君。

4 番（広瀬寛人君） - 登壇 -

意見案第 4 号高金利の引き下げ等を求める意見書は、千葉勲議員以下 6 名の賛同を得て提出をいたします。

高金利の引き下げ等を求める意見書。

2 0 0 3 年 7 月に成立した、ヤミ金対策法附則第 1 2 条は、その施行後 3 年を目途として、貸金業制度及び出資法の上限金利の見直しを行うことを定めており、本年中に出資法の上限金利の見直しに向けて法案が国会に上程される見通しとなっている。消費者金融からの利用者は、貸付金利 2 5 % から 2 9 . 2

%の高金利が利息制限法に違反し、支払う必要のない金利であることを理解しないまま返済を継続している。多重債務者問題はますます深刻化し、毎年20万前後の個人破産申し立てがなされ、さらには経済・生活苦による自殺者が8,000人にも及ぶ異常な事態となっている。その中には、借り主の返済金から利息制限法の上限金利を超過した部分を元本に組み入れて計算し直すと、既に支払い済みである事実を知らないまま返済に追われて、自殺に追い込まれた悲惨な例も含まれていると考えられる。消費者金融の広告宣伝や無人契約機の導入など借り手の抵抗感を失わせ、支払い能力を精査しないまま行う過剰貸し付けが主要因ではあるが、根本的には我が国の金利規制がかかる高金利の横行を許す構造になっていることが最大の原因である。利息制限法は、同法所定の制限金利を超える利息部分は民事上無効として支払い義務を否定しているものの、出資法は、上限金利を超える利息の約定のみに刑事罰を定め、その間の利息は、いわゆる「グレーゾーン金利」とされ、支払い義務はないとされるが、貸金業規制法第43条は、登録貸金業者には「任意の支払い」など一定の厳格な要件を満たせばグレーゾーン金利の取得を認めており、この二重構造が高金利を許容・助長する原因となっている。多重債務者の問題の解決のため、下記事項の実現を強く求める。

記以降につきましては、御一読をいただき、議員各位の御賛同をいただければ幸いに存じます。

以上でございます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第13

意見案第5号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実を求める意見書

議長（中元優君） 日程第13 意見案第5号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第5号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実を求める意見書につきましては、横山久仁雄議員外4名の賛同を得て提出いたします。

地方交付税は地方の固有財源であり、国の借金のつけ回しとして、しかも地方の代表者も入れずに改革するというのは許されません。地方交付税制度は、憲法で地方自治体に保障された「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」ことを実現するためのものであります。その削減は、住民の暮らしや福祉のためのサービスを切り捨てるものであります。

地方の事務の中で国が法律で義務づけているのは、消防や保育所など住民の暮らしに密接にかかわるものである。国が義務づけているならば、その財源の保障を削るべきではありません。

地方交付税は、地方自治体と住民サービスの命綱とも言うべきものであります。

以上のことから、次のことについて、政府に求めるものであります。

1、地方交付税制度は、財源保障機能と財

政調整機能をあわせ持つ制度として充実させること。

2、国の財政の歳出削減の一環として、地方共有の財産である地方交付税を一時的に削減することをやめること。

3、決定のプロセスに地方の代表者の参加を保障し、「法定率」の引き上げを含め地方交付税の充実を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第14

意見案第6号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

議長（中元優君） 日程第14 意見案第6号医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第6号医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書につきましては、横山久仁雄議員外4名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

医療事故をなくし、安全で行き届いた医療と看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場環境づくりが不可欠です。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師などの不足が深刻化しています。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護提供ができる」と考えているのは看護師の1割にも届かず、4分の3が「やめたい」と思っているほどであります。

北海道では医師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また、「医師、看護師の確保が難しい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれてきています。道内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧されます。

欧米諸国に比べ日本は圧倒的に人員体制が少ないのが現状です。また患者の重症化、医療・看護の高度化に加え、入院日数の短縮や業務のIT化などによって業務は過密の度を増し続けています。現場はもはや限界であり、人員増は緊急の課題です。

よって政府においては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員などの確保対策を抜本的に強化されるよう要望いたします。

1、医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。

2、看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的改善をすること。

3、夜勤日数を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」などを改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

賛同いただきますように、よろしく願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第15

閉会中の所管事務調査について

閉会中の都市事例調査について

議長(中元優君) 日程第15 閉会中の所管事務調査及び都市事例調査についてを一括議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長大畑一君。

庶務課長(大畑一君) - 登壇 -

市民福祉、経済建設常任委員会、各委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

市民福祉委員会。

調査番号、調査第8号。

調査件名、保健・医療・福祉・介護における連携について。

経済建設委員会。

調査番号、調査第9号。

調査件名、観光行政について。

次に、議会改革特別委員会委員長からの都市事例調査の申し出を朗読いたします。

都市事例調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記により都市事例

調査を要するものと決定したので申し出ます。

議会改革特別委員会。

調査件名、議会改革と議会運営について。

調査地、室蘭市、栗山町、白老町。

予定月日、7月中旬。

以上です。

議長(中元優君) お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の事務調査及び都市事例調査について決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり、閉会中の事務調査及び都市事例調査を許可することに決しました。

閉 会 宣 告

議長(中元優君) 以上で、本日の日程を終わり、本定例会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成18年第2回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時00分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年7月7日

議 長 中 元 優

署名議員 千 葉 勲

署名議員 菊 地 敏 紀